

公益社団法人土地改良測量設計技術協会
土地改良補償業務管理者等資格試験事業実施規程

制 定	平成13年4月 1日
一部改正	平成25年4月 1日
一部改正	平成26年3月26日
一部改正	平成29年5月25日

(主旨)

第1条 本規程は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会（以下「協会」という。）が実施する土地改良補償業務管理者及び土地改良補償業務管理者補（以下「土地改良補償業務管理者等」という。）に係る資格試験並びに資格登録の事業実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、土地改良事業関係の用地補償業務（以下「用地補償業務」という。）に係わる土地改良補償業務管理者等の資格登録を行うことにより、用地補償業務を円滑・的確に遂行するとともに、土地改良事業のコスト縮減と品質の確保を図り、もって優良農地の整備・確保を促進し、国民食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 土地改良補償業務管理者等とは、用地補償業務に携わる責任ある技術者として、その技術上の事項を管理する専門的応用能力を有すると協会の会長（以下「会長」という。）が認定し、資格登録した者をいう。

(運営委員会等)

第4条 会長は、第2条の目的を達成するため学識経験者等で構成する土地改良補償業務管理者等運営委員会（以下「運営委員会」という。）を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

- (1) 事業の運営及び実施計画に関する事項
- (2) 資格試験及び受験資格に関する事項
- (3) 資格試験の合否判定基準に関する事項
- (4) 資格登録及び研修に関する事項

2 運営委員会の所掌事項及び運営については、「土地改良補償業務管理者等運営委員会規則」においてこれを定める。

3 運営委員会の下に試験委員会を設置し、資格試験に関する業務を行う。

(資格試験)

第5条 会長は、土地改良補償業務管理者等の資格登録を受けようとする者を対象に、用地補償業務に関する専門知識について資格試験を毎年度1回行う。

2 会長は、資格試験を実施するに当たり「土地改良補償業務管理者等資格試験本部設置規則」に定める試験本部を設置する。

3 資格試験の受験資格は、下記の各号に該当する者とする。

- (1) 土地改良補償業務管理者
用地補償業務に7年以上従事した者又は土地改良補償業務管理者補で2年以上実務に従事した者
 - (2) 土地改良補償業務管理者補
用地補償業務に3年以上従事した者
- 4 資格試験を受験しようとする者は、次の関係書類を所定の期日までに会長に提出しなければならない。
- (1) 「資格試験申込書」(様式1号)
 - (2) 「用地補償業務(土地改良事業関係)に関する実務経歴書」(様式2号)
 - (3) 会長が定める受験料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し
- 5 会長は、前項の提出書類を審査の上、適当と認められる者に対して受験票を送付する。なお、受験票送付後は、受験料の返還は行わない。
- 6 資格試験は、土地改良事業一般及び用地補償業務に係る設計、積算その他の専門的事項について行う。
- 7 会長は、資格試験に合格した者に「合格証書」(様式3号)を交付する。

(資格登録)

- 第6条 会長は、土地改良補償業務管理者等資格登録名簿(以下「登録名簿」という。)を備え、資格登録を行う。
- 2 土地改良補償業務管理者等の資格登録を受けることができる者は、前条の資格試験に合格した者、又は会長が前条の資格試験に合格した者と同等以上の能力と経験を有するものと認定した者(以下「会長認定者」という。)とする。
ただし、資格試験合格後、5年以上経過した者にあつては、第7条の会長が指定する研修に参加した者とする。
- 3 会長認定を希望する者は、あらかじめ「認定申請書」(様式4号)に「用地補償業務(土地改良事業関係)に関する実務経歴書」(様式2号)を添付して会長に提出するものとし、会長は、前項に定める会長認定者に該当すると認めた者に対して「認定証書」(様式5号)を交付する。
- 4 資格登録を受けようとする者は、次の関係書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 「資格登録申込書」(試験合格者は様式6-1号、会長認定者は様式6-2号)
 - (2) 「土地改良補償業務管理者等登録名簿記載事項記入用紙」(様式7号)
 - (3) 会長が定める登録料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し
- 5 会長は、登録名簿に資格登録した者に対し、「登録証書」(様式8号)を交付する。
- 6 会長は、登録名簿をホームページに掲載するなど、これを公表する。
- 7 資格登録の有効期限は、資格登録後5年目の3月31日までとする。ただし、更新を妨げない。
- 8 会長は、登録者のうち希望者に対し、実費負担により資格証(様式9号)を交付する。
- 9 会長は、国又は地方公共団体の職員については、資格試験に合格し土地改良補償業務管理者等となる資格を有する者となったことをもって、人事記録等への記載に資格の使用を認める。

(資格登録更新)

第7条 資格登録の更新を行おうとする者は、会長が指定する研修に参加し、有効期限の5年目に行わなければならない。

2 前項の更新手続きは、次の関係書類を会長に提出しなければならない。

(1) 「登録更新申込書」(様式10号)

(2) 会長が指定する研修の参加証明書の写し

(3) 会長が定める登録更新料の郵便振替払込請求書兼受領証の写し

3 なお、やむをえない事由により有効期限の5年目に更新手続きができない者にあつては、その理由を記した書面を会長に提出し、会長が認めた者についてはこの限りではない。

4 1項の規定にかかわらず、農業農村工学会技術者継続機構等に参加している者にあつては、その機構が発行する継続教育記録証明書(登録更新前5年間で125単位)を添え、会長が指定する研修の参加に代えることができる。

5 また、やむをえない事由により1項に規定する研修に参加できなかった者にあつては、その理由を記した書面及び登録期間中に携わった用地補償業務の概要を会長に提出し、会長が認めた者についてはこの限りではない。

6 会長は、登録更新者に対し、「登録証書」(様式8号)を交付する。

(土地改良補償業務管理者補の特例)

第8条 土地改良補償業務管理者補に登録された者で、登録後、用地補償業務に5年以上従事した者にあつては、前条の資格登録更新時、「用地補償業務(土地改良事業関係)に関する実務経歴書」(様式2号)を添付し、土地改良補償業務管理者としての登録申込を行うことができる。

2 会長は、前項の提出資料を審査の上、適当と認められる者に対して土地改良補償業務管理者として登録するとともに、土地改良補償業務管理者の登録証書を交付する。

(変更等の届出)

第9条 資格登録を受けた者は、住所、氏名並びに所属機関等の名称、所在地及び電話番号について変更が生じた場合には、すみやかにその旨の「変更等の届出」(様式11号)を会長に提出しなければならない。

附 則

第1条 「土地改良補償業務管理者等要請対策事業実施要綱(平成元年5月29日付け元構改D第366号)(以下「要綱」という。)に基づく土地改良補償業務管理者等は、本規程の土地改良補償業務管理者等とみなす。

第2条 要綱に基づく資格試験合格者は、本規程の資格試験合格者とみなす。

第3条 本規程第8条にいう土地改良補償業務管理者補の特例は、要綱に基づきすでに登録した者の資格登録後から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月15日から施行する。

この規程は、平成21年3月12日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。